

三重県介護支援専門員指定試験実施機関 及び指定研修実施機関募集要項

令和7年2月 28 日

三重県医療保健部長寿介護課

1 指定試験実施機関及び指定研修実施機関募集の趣旨

平成 18 年4月1日の介護保険法の改正に伴い、効率的に介護保険制度運営に関する事務を行うため、「介護支援専門員実務研修受講試験」、「介護支援専門員実務研修」、「介護支援専門員実務未経験者更新研修」、「介護支援専門員再研修」について、「三重県における介護支援専門員実務研修受講試験事務及び介護支援専門員実務研修等事務の指定に係る実施方針」に基づき、民間の法人を指定して実施しています。

平成 19 年4月1日から三重県社会福祉協議会を指定していますが、令和6年度末で指定期間が終了するため、改めて令和7年度からの指定実施機関の選定を行います。

介護保険法の趣旨を踏まえ「介護支援専門員実務研修受講試験事務(以下『試験事務』という。)」及び「介護支援専門員実務研修及び更新研修等事務(以下『研修事務』という。)」を適切に遂行でき、かつ中立性・公平性が確保できる法人を指定するため、事前に広く指定を希望する法人から適切な業務実施等について創意工夫のある提案を募集し、指定申請を行う前に適切な法人を選定します。

なお、応募にあたっては次の参考資料を熟読し、「介護支援専門員実務研修受講試験」及び「介護支援専門員実務研修及び更新研修等」の制度を十分にご理解のうえで、ご提案をお願いします。

2 募集の概要

(1)機関の名称

三重県指定試験実施機関及び指定研修実施機関(以下、「試験・研修実施機関」という。)

(2)指定期間

指定日から令和 13 年3月 31 日

ただし、業務の廃止の承認を受けた場合は、業務の廃止日までとします。

また、毎年、介護保険法第 69 条の 30 及び第 69 条の 33 の規定に基づき報告・検査を実施します。報告・検査の結果により関係法令の違反が発見された場合は、原則指定を取り消します。

(3)募集及び選定の方式

試験・研修実施機関の募集及び選定は、公募型プロポーザル方式を採用し、審査を経て候補となる機関を選定します。

(4) 選定に関する委員会での審査

選定方法は、三重県が設置する「三重県介護支援専門員試験実施機関等の指定にかかる企画提案コンペ選定委員会」(以下「委員会」という。)において、評価基準に基づいて選定を行います。

(5) 選定結果の通知

審査結果は、企画提案書を提出した応募者に対して速やかに通知します。

(6) 機関の指定

三重県は、介護保険法及び関係政省令に基づき、選定結果通知を行った法人に指定申請の手続きを依頼し、設備、人員及び運営に関する基準等を確認のうえ、適正と認められたうえで指定を行います。

3 業務の内容・基準

試験及び研修業務については、厚生労働省老健局通知「介護支援専門員実務研修受講試験の実施について」、「介護支援専門員資質向上事業の実施について」、「介護支援専門員資質向上事業ガイドライン」に基づく内容のものとします。

試験・研修実施機関が行う主な業務(及び費用)負担及び業務以外に見込まれる費用負担は次のとおりです。

業務遂行の基準として、介護保険法及び関係政省令に定める基準に基づく業務を行うほか、三重県の指導・助言に従うものとします。

(1) 業務内容(介護支援専門員実務研修受講試験)

	主な業務
試験準備	試験事務の引継ぎ
	試験事務に係る計画策定
	試験実施に係る広報
	試験会場の手配
	試験案内の作成
	試験案内の配布
受験申込	受験申込に係る問い合わせへの対応
	受験申込書の受付
	受験申込書の審査
試験	試験問題の作成委託
	試験会場の設営・片付け
	試験の実施(監督等)

採点合否 通知	試験解答の採点及び合否判定
	合否通知書の作成・発送
	合格者の受験番号の公表
	県への受験者・合格者の報告
その他	試験・研修に係る苦情処理
	県貸与備品の保守管理
	不正の手段を用いて試験を受けようとした者及び試験に合格した者への処分
	不正の手段を用いて研修修了した者への処分
	第三者委員会の設置・運営

(2)業務内容(介護支援専門員実務研修・介護支援専門員実務未経験者更新研修・介護支援専門員再研修)

	主な業務
研修準備	研修事務の引継ぎ
	研修事務に係る計画の策定
	研修案内の作成・通知
	研修受講申込者の受付・問い合わせの対応
	研修受講決定
	研修内容の企画 ※開催方法については、講義部分は動画視聴によるオンデマンド形式、 演習部分はオンライン形式により実施すること。
研修	講師・指導者の手配 ※指導者とは、グループ演習で、担当するグループの研修受講者に対して、指導助言 を行う者です。
	研修向上委員会の設置
	研修資料の作成
	指導者への研修 ※グループ演習における指導内容の平準化を図る研修
	研修の実施(受付・司会進行等)
	実務研修における実習協力事業所の登録
	実務研修における実習の調整・手配
	研修修了評価・修了者の認定
	研修修了証の発行・配布
	県への受講者・修了者の報告

その他	試験・研修に係る苦情処理
	県貸与備品の保守管理
	不正の手段を用いて試験を受けようとした者及び試験に合格した者への処分
	不正の手段を用いて研修修了した者への処分
	第三者委員会の設置・運営

※ 試験・研修業務に要する費用については、試験・研修実施機関が負担する。ただし、事業に影響を及ぼす法令等の改正や、貸与備品等の自然災害等による損傷など、指定時には通常想定されない事由があった場合には、研修実施機関と県で協議を行うものとする。

4 経理に関する事項

(1) 収入について

- ① 本事業は、三重県条例で規定する「手数料」を収入として実施する公的な事業です。よって、収益が見込まれる収益事業ではありません。
- ② 原則として、試験・研修実施機関は、自ら手数料を収納し、収入とすることができます(介護保険法第69条の27及び第69条の33)。
- ③ 万が一、相当額の収益、損失が発生した場合(見込み含む)については、その事業運営について検証を行うほか、次年度以降の手数料見直しを行う場合もあります。

(2) 区分会計の独立と管理口座

- ① 本業務に係る経理事務を行うにあたり、試験・研修実施機関自身の法人と独立した会計帳簿書類及び経理規定を設け、県の要求がある場合は、経理書類を提示しなければなりません。
- ② 試験・研修実施機関は、定期的な県の検査及び情報公開等に対応した適正な書類の整備体制を整えなければなりません。
- ③ 経費及び収入は、この業務専用の口座で管理しなければなりません。

(3) 留意事項

- ① 介護支援専門員実務研修受講試験の採点機については、県が試験・研修実施機関に対して貸与(無償)を行う予定です。貸与を受けたシステムについての修繕及び保守管理に要する経費は、原則試験・研修実施機関の負担となります。
- ② 備品については、現状の備品を使用することも可能です。なお、試験・研修実施機関が新しい備品を購入・配備することも可能ですが、県の貸与品と区別がつくように備品管理してください。
- ③ 三重県手数料条例で定められた金額に、試験受験者数・研修受講決定者数(近年の人数推移は下表のとおり)を乗じた金額が、実施機関の収入となります。
- ④ 試験・研修にかかる事務手数料等の金額は、三重県手数料条例に定められています。令和7年度の指定試験研修実施機関の手数料の額は、受験者一人あたり 9,000 円です。実

務研修事務手数料は 49,000 円、実務未経験者更新研修と再研修は 34,000 円、試験問題作成手数料として 1,400 円ですので、受験者等から徴収してください。

- ⑤ 試験問題作成手数料として、受験問題1冊あたり、1,400 円を登録試験問題作成機関に納める必要があります。
- ⑥ 手数料については、指定試験実施機関及び指定研修実施機関それぞれ異なった種類の手数料として条例上位置づけています。よって、決算時においては、それぞれの業務等に応じた収支の実績を作成してください。
- ⑦ 指定試験実施機関の手数料及び指定研修実施機関の手数料については、消費税非課税です。

(表)介護支援専門員試験受験者数・研修受講決定者数の推移

年度	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
実務研修受講試験(受験者数)	819	679	727	880	824	796	836
実務研修(受講決定数)	103	125	123	194	125	133	250
実務未経験者更新(受講決定数)	186	259	220	172	293	135	170
再研修(受講決定数)	79	53	80	74	62	102	65

5 応募に関する事項

別紙1「三重県介護支援専門員試験実施機関等の指定にかかる企画提案コンペ参加仕様書」のとおり

6 募集及び選定スケジュール

別紙2「三重県介護支援専門員試験実施機関等の指定にかかる企画提案コンペ実施日程」のとおり

※日程については、変更する場合があります。

7 指定後の検査

(1) 検査の実施

県は定期的に、試験・研修実施機関に対して介護保険法第 69 条の 30 及び第 69 条の 33 の規定に基づき報告を求めるほか、事業の実施状況等について検査を実施します。

県は、検査の結果、試験・研修実施機関業務として適当でない事項について、改善指導を行います。

(2) 指定の取り消し

県は、次のような事項が発生した場合は、指定を取り消すことができます。

ただし、不可抗力等、県及び試験・研修実施機関双方いずれの責めにも帰すことのできない事由により、業務の継続が困難になった場合、事業継続の可否について両者で協議するものとします。

- ① 試験・研修実施機関の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難となったと認められるとき。
- ② 試験・研修実施機関の業務又は経理の状況に関する県の指導に従わないとき。
- ③ 介護保険法等の法令に規定する基準を満たさなくなったと認められるとき。

(3) 指定取消後の対応

- ① 指定の取り消しにおいて、県に生じた損害は、試験・研修実施機関が賠償するものとします。
- ② 指定の取り消しがあった場合、試験・研修実施機関は、次期試験・研修実施機関の指定を受ける法人又は県に対して円滑かつ支障なく業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

8 その他

(1) 関係機関との連携

試験・研修実施機関の事業運営にあたっては、介護保険サービス各事業者、関係団体及び各保険者(市町等)との連携に配慮してください。

(2) 保険(損害賠償等)の取り扱い

施設賠償保険及び火災保険については、試験・研修実施機関が加入してください。保険の範囲等については、別途協議します。

(3) 第三者委託

施設の管理運営上必要な場合、試験・研修実施機関が清掃、警備等、個々の具体的業務を第三者へ委託することは可能です。ただし、次の業務を第三者へ委託することはできません。

- ① 試験事務に係る計画策定
- ② 介護支援専門員実務研修受講試験の受験申込書の審査
- ③ 介護支援専門員実務研修受講試験の試験監督
- ④ 介護支援専門員実務研修受講試験の解答採点
- ⑤ 介護支援専門員実務研修受講試験の合否通知書の作成・発送
- ⑥ 研修事務に係る計画策定
- ⑦ 研修案内の作成・通知
- ⑧ 研修修了者の認定
- ⑨ 研修修了証の発行・配布
- ⑩ 試験・研修に係る苦情処理

(4) 試験・研修実施機関に委ねられない業務

試験・研修実施機関には、「介護支援専門員実務研修受講試験」、「介護支援専門員実務研修、介護支援専門員実務未経験者更新研修及び介護支援専門員再研修」の包括的な事業運営を委ねますが、介護保険法等の法令に基づく介護支援専門員の資格管理については、従来どおり県が行います。

(5) 関係法規の遵守

業務を遂行するうえで、介護保険法以外に関連する法令・例規についても遵守するほか、試験・研修実施機関におけるコンプライアンス体制の確立に努めてください。

(ア) 介護保険法(及び関係する政令・省令・通達等)

(イ) 個人情報保護法

(ウ) 三重県情報公開条例

※なお、本募集に係る申請において、入手した個人情報については、「介護支援専門員実務研修受講試験」、「介護支援専門員実務研修」、「介護支援専門員実務未経験者更新研修」及び「介護支援専門員再研修」に係る試験・研修実施機関の選定を目的として利用するものです。